

2026 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社エブリー
代表者名 代表取締役社長 吉田 大成
(コード番号：607A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 小島 良
コーポレート本部長
(TEL 03-6434-0874)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2026 年 6 月 30 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、2026 年 7 月 16 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、ブックビルディング方式により決定する予定の募集株式の発行価格及び引受人が払込む金額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 払 込 金 額 1 株につき金 187 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。)
- (2) 払 込 金 額 の 総 額 206,691,100 円
- (3) 仮 条 件 1 株につき 220 円から 230 円

2. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 払 込 金 額 1 株につき金 187 円
- (2) 払 込 金 額 の 総 額 166,056,000 円

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

公募による新株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募 集 株 式 の 数

当社普通株式 1,105,300 株

売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 4,815,100 株

②オーバーアロットメントによる売出し (※)

当社普通株式 上限 888,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 7 月 17 日 (金曜日) から
2026 年 7 月 24 日 (金曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 2026 年 7 月 27 日 (月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 2026 年 7 月 28 日 (火曜日) から
2026 年 7 月 31 日 (金曜日) まで

(5) 払 込 期 日 2026 年 8 月 3 日 (月曜日)

(6) 受 渡 期 日 2026 年 8 月 4 日 (火曜日)

(7) 仮 条 件 決 定 理 由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(注) 上記 (1) に記載の売出株式の一部は、SMB C 日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（以下「本募集」という。）及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、888,000 株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である SMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は SMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、上記 2. の第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」という。）の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2026 年 8 月 28 日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から 2026 年 8 月 28 日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。なお、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2026 年 7 月 27 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。